

韮崎市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払いの方法により代理納付されるものに限る。）にかかる指定納付受託者を下記のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

韮崎市長 内 藤 久 夫

記

指定納付受託者	所在地
株式会社トラストバンク	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
山梨中銀ディーシーカード株式会社	山梨県甲府市武田2丁目9番4号
株式会社ジェーシービー	東京都三鷹市下連雀7丁目5番14号
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル25階
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
DGファイナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号 デジタルゲートビル10階
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸1丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
株式会社 アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N. E. S. ビルN棟2階